

豊橋市の各種補助制度をご利用ください

(設備投資・販路拡大編)

豊橋市では、市内中小事業者等の経営基盤の強化及び販路拡大を支援するため、各種補助制度をご用意しております

1. 中小企業振興助成金

新たな設備の購入費用を助成します

2. 中小企業近代化奨励金

共同して設備を整備する事業等に対して支援します

3. 商店街環境向上事業補助金

街路灯等の省エネ化や老朽化対策を支援します

4. 商業団体街路灯等電灯料補助金／商業団体安全安心環境維持費補助金

街路灯等の電灯料を支援します

5. 商業団体共同事業補助金（令和5年度拡充）

商店街等が実施するイベントや新たなチャレンジを支援します

6. まちなかパーキング事業・市内電車おかえりキップサービス事業

まちなかに来店されるお客様への利便性向上をお手伝いします

7. 知的財産権取得事業費補助金

特許・実用新案権・意匠権の出願を支援します

8. 販路開拓支援事業費補助金

展示会や見本市への出展を応援します

9. 新ビジネスチャレンジ応援補助金（令和5年度拡充）

売上向上を目的とした新たなチャレンジを支援します

補助制度等のお問い合わせ先

豊橋市 産業部 商工業振興課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2425

FAX：0532-55-9090

E-mail：shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

SNSにて、最新の補助制度や様々な支援策を発信しています。



Facebook



Instagram



Twitter

各制度の詳細内容は市のホームページからもご覧になれます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm>

※「中小企業施策ガイドブック」をクリック

1. 中小企業振興助成金

近代化・合理化を図るため、令和4年1月2日から令和5年1月1日までに取得した償却資産（機械・装置）の課税標準額の4.2%（上限300万円）を助成します。

【対象者】

特定の業種に属する事業を主として、市内で2年以上継続して営んでいる中小事業者等

【対象設備】

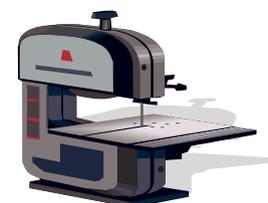
- 市の償却資産課税台帳に機械・装置として登録された以下のもの
- ・製造、建設、運輸業等・・・1設備の課税標準額100万円以上のもの
 - ・サービス、小売、卸売業・・・1設備の課税標準額30万円以上のもの

【申請期限】

令和5年10月2日

【助成金の交付】

令和6年6月予定



2. 中小企業近代化奨励金

中小事業者の方などが他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業が集積の活性化に必要な施設を設置するものに対し奨励金を交付します。

【対象者】

組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体

【補助対象施設】

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設
- ② 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設
- ③ 街路灯、アーケード及びアーチ

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の20%以内 限度額 1,000万円

3. 商店街環境向上事業補助金

商店街の環境の向上や安全対策を図るため、既設街路灯・アーチ・アーケードのLED化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費を補助します。

【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

【補助対象経費】

既設街路灯・アーチ・アーケードのLED化に要する経費や、老朽化した街路灯・アーチ・アーケード・モニュメントの補修・撤去に要する経費

※ ただし、補助対象経費が10万円以上であること。

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の20%以内 限度額 1,000万円

※ただし、既設アーチ・アーケード及び市のストリートデザイン事業の影響を受けた街路灯のLED化については2/3以内

4. 商業団体街路灯等電灯料補助金(①)／商業団体安全安心環境維持費補助金(②)

商業団体が維持管理している街路灯等の電灯料を補助します。

【対象者】

商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会

【補助対象経費】

- ①団体が、前年度末までに設置した街路灯（市のストリートデザイン事業の影響でLED化していないものに限る）・アーチ・アーケードに要する電灯料
- ②団体が、前年度末までに設置した街路灯（①で補助対象とならないものに限る）に要する電灯料

【補助金額】

- ①算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た額又は実際に支払った電灯料に50%を乗じて得た額（10円未満の金額は切り捨て）のいずれか低い額
- ②算定基準に補助対象となる街路灯の数を乗じて得た合計額



5. 商業団体共同事業補助金（令和5年度拡充）

にぎわいのあるまちづくりを推進するため、商店街等が実施する地域にインパクトを与えるイベントやクラウドファンディングを活用した新たなチャレンジに対して補助します。

【対象者】

- ①商店街振興組合、事業協同組合等の商店街組織又は商業主体地域発展会
- ②所属する会員又は店舗が、主に同一業種（日本標準産業分類に掲げる細分類）の者であって、その業種に係る事業活動の促進及び販路の拡大を目的とした団体

【補助対象経費】

- ①講習会、講演会、研修会、研究会
 - ②調査、情報提供事業
 - ③催事、共同宣伝事業
- にかかる会場費、印刷製本費、広告宣伝費など

- ④「購入型クラウドファンディング」を利用して資金調達を行う際にかかる手数料、募集媒体等の制作委託費

☞拡充

【補助率及び補助限度額】

- ①～③補助対象経費の20%以内 限度額 70万円
- ④補助対象経費の1/2以内 限度額 10万円



6. まちなかパーキング事業・市内電車おかえりキップサービス事業

株式会社豊橋まちなか活性化センターでは、まちなかパーキング及び市内電車おかえりキップサービスのサービス加盟店を募集しています。

【対象者】 中心市街地内の店舗等

【内容】

- ①まちなかパーキング

中心市街地の約70箇所の時間貸駐車場をご利用いただける「共通駐車券」をお買物等に応じてお客様に配布するサービスです。

- ②市内電車おかえりキップサービス

豊橋鉄道（株）が運行する路面電車をご利用いただける「おかえりキップ」をお買物等に応じてお客様に配布するサービスです。

※参加費用等の条件はお問い合わせください

【お問い合わせ先】

（株）豊橋まちなか活性化センター（豊橋商工会議所内） 0532-55-6666
まちなか活性課 0532-55-8101



7. 知的財産権取得事業費補助金

特許権・実用新案権・意匠権の出願に係る費用の一部を補助します。

(年度につき3件まで。ただし、特許権、実用新案権、意匠権でそれぞれ1件まで)

【対象者】

市内に本店がある全従業員数100人以下の中小事業者等

【補助対象経費】

出願に係る手数料、手続を弁理士に依頼した場合はその弁理士費用

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の2分の1 (1,000円未満切捨て) 上限15万円

【申請期限】

出願の日から1年以内

8. 販路開拓支援事業費補助金

事業者間の販路拡大のために行う以下の取り組みに対し補助します。

(年度につき①②各1回ずつ申請可能)

①名古屋市、愛知県国際展示場及び県外(国外を含む)で100小間以上又は総小間面積900㎡以上の規模の展示会への出展

②オンラインで開催される展示会出展又は自社製品等を紹介するためのウェブコンテンツや動画制作

【対象者】

①市内に本店がある全従業員数100人以下(国外の展示会等へ出展した場合は300人以下)の中小事業者及び中小企業団体

②市内に本店がある全従業員数300人以下の中小事業者及び中小企業団体であり、オンラインで開催される展示会等へ出展していること

(※自社製品等を紹介するためのウェブコンテンツや動画の制作費は、オンラインマッチングサイト等に継続的に登録していることなどが条件。)

【補助対象経費】

①主催者に支払った費用(国外の場合は渡航費を含む)、展示会場における通訳費用

②オンラインで開催される展示会(※開催期間が定まったもの)において主催者に支払った費用、自社製品等を紹介するためのウェブコンテンツや動画の制作費

【補助率及び補助限度額】

補助対象経費の2分の1(1,000円未満切捨て)、上限30万円

【申請期限】

事業終了日から1年以内



9. 新ビジネスチャレンジ応援補助金(令和5年度拡充)

業態転換、ECサイト開設・改善、クラウドファンディング、インバウンド対応を通して、一般消費者向けの新たな取り組みに挑戦する中小企業者の支援を行います。

対象事業	①業態転換	②ECサイト開設・改善	③クラウドファンディング	④インバウンド対応
対象者	(1) 市内に本店がある中小企業者(個人については住所) (2) 継続して1年以上の営業実績がある店舗等が実施する事業			
内容	従来の業種から中分類の異なる業種(BtoC業種)に業態転換する際に必要となる経費の一部を補助	ECサイトを開設または改善する際に、その費用の一部を補助	新規事業分野へ展開する者が、購入型クラウドファンディングを利用して資金調達を行う場合に、その費用の一部を補助	インバウンド需要を獲得するために、店舗メニュー等の外国語対応する場合や無線LANを整備する際などに、その費用の一部を補助
補助率	1/2以内			
補助限度額	50万円	10万円	10万円	10万円
申請期間	事業着手前		プロジェクトの終了の日から1年以内	事業着手前
補助限度額	1事業者1対象事業1申請/年度 ①②③④併用可能			

<事業完了後の共通要件>

- (1) 市内に所在する店舗(業態転換に限る)
- (2) 一般消費者を取引の相手とする事業
- (3) 本部が市外にあるフランチャイズチェーンでないもの
- (4) 日本標準産業分類に掲げる細分類7661-キャバレー、ナイトクラブでないこと

